

学校だより



草

花「タートル」

令和5年1月10日

あきる野市立草花小学校

校長 芝田 智昭



1 月 号

先を見据えて

校長 芝田智昭

令和5年が幕を開けました。今年も一人ひとりの子が自分らしく輝けるよう、教職員一丸となって指導の充実に努めてまいります。保護者・地域の皆様には、昨年同様のご理解・ご支援をいただきますようよろしくお願いいたします。

「3学期になると、5年生のような5年生と、6年生に近い5年生に分かれていきます。」今日の始業式で、このように子どもたちに切り出しました。年度初めは4年生に近い5年生が多いわけですが、1学期・2学期と成長を続け、年を越して6年生に近づいていきます。5年生だけでなくどの学年も同じで、3学期は、その学年相応の子と上の学年の意識が見える子が現れます。学年相応であればよいという見方もできますが、先を見据えてイメージし態度につなげていこうとする意識をもっていると、成長は早くなると私は考えています。

ですから、3学期は全員が次の学年を見据え、4月からの新しい生活への“構え”をつくらなければなりません。構えとは、「心もち」「自覚」「態度」のようなもので、簡単に言えば次に向けた準備です。それでは、構えはどのようにすればつくることができるのでしょうか。その一番の方法は、次の学年の動きを実際に見たりこれまでの実績を思い出したりすることです。5年生であれば卒業までの6年生の行動を見て、さらに、6年生が学校行事や委員会、クラブなどのときにしていたことを思い出すのです。

3か月後、今の1年生は4月の入学式で新入生を迎え、2年生は中学年の仲間入りをし、新しい教科も始まります。3年生は代表委員会やクラブ活動に参加し、4年生は高学年となり学校を引っ張っていきます。5年生は最上級生として草花小の中心となり、6年生は中学校へ巣立ちます。その時のために、今日の始業式で子どもたちに対して「上の学年をよく観察して、次の学年の準備をしましょう。」と呼びかけました。

6年生に関しては、校内にモデルがないので自分で構えをつくることになりますが、今まで学校を引っ張ってきてくれた子どもたちなので、きっとできると確信しています。

学校では次の学年に向けた準備を着実に進めてまいりますので、家庭・地域においても、先を見据えた声かけをしていただけると幸いです。

学級編制について

昨年度、学年が変わるごとに学級編制をする、との話があったと聞きました。私は4月に着任して以来、子どもたちや各学級の様子を見てきましたが、必ずしもその必要は無いと考えています。よって多くの学校で行われているとおり、新3年生と新5年生に進級する際に編制がえを行うことを原則とします。



1月の行事予定



日	曜	予 定	日	曜	予 定
1	日	元日	18	水	集会・身体測定(1年・ふたば) 全学年4時間授業(5-2・6-3 研究授業5時間)
7	土	冬季休業日終	19	木	校内書写展・展覧会児童鑑賞日①
9	月	成人の日	20	金	校内書写展・展覧会児童鑑賞日② 3学期学校徴収金振替日
10	火	始業式・学年集会(5・6年) コミュ個人面談(6年)	21	土	学校公開日 校内書写展・展覧会保護者鑑賞日
11	水	給食始・身体測定(6年) 学年集会(3・4年)	23	月	振替休業日
12	木	身体測定(5年) 学年集会(1・2年)	24	火	おもいやりの日
13	金	身体測定(4年)・移動教室事前説明会(ふたば)	25	水	集会・なわとび期間
14	土	PTA実行委員会(プレイルーム)	26	木	月曜時間割・縦割り班活動
16	月	安全指導・身体測定(3年) コミュ指導始・避難訓練委員会活動	28	土	あきる野市展覧会(秋川体育館)～29日 ドッジボール練習(草花小体育館)
17	火	全学年5時間授業 身体測定(2年)	30	月	児童朝会・クラブ活動(3年生見学)



～保護者の皆様へ～

日頃より、本校の教育活動に御理解・御協力をいただき、誠にありがとうございます。

これまで学校としては、保護者の皆様の御協力を得て、楽しい学校生活づくりに取り組んで参りました。

さて、学校では、体罰や暴力のない楽しい学校生活づくりを目指し、児童に「暴力はいけないこと」についての講話を行い、各学級では、楽しく学校生活を送ることができるようにするために、児童にアンケート調査を行いました。

今年も、各御家庭におかれましては、お子様の声に耳を傾けたり、学校生活における出来事などについて話し合う機会をもったりするとともに、人を大切にすることや暴力はいけないということについて御確認の上、何かお子様について心配なことがあれば、いつでも、どんなことでも学校に御相談いただきますよう改めてお願いいたします。

また、学校以外で御相談が可能な機関につきましては、別紙で御案内させていただきます。電話等での御相談が可能ですので、御活用くださいますようお願いいたします。